

No31 機関名： 広島市立大学

総合所見	今回の履行状況調査での改善事項	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、所要の対策がある程度実施されている。</p> <p>しかしながら、適切なコンプライアンス教育、機関としてルールの不統一、構成員からの誓約書徴収管理の不備、取引業者からの誓約書未徴収等、いまだ実施に至っていない事項が散見された。</p> <p>このことから、当該事項を改善事項とし、その履行期限を令和2年 11 月6日とする管理条件を付与することとする。また、フォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について、確認する。</p> <p>さらに、今回の履行状況調査において改善した事項も多いことから、公的研究費の管理・監査体制について、一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続き等の規定等に定めている事項について】 (ア) 告発等の取扱い ○ これまで、「理事長の指示があつてから30日以内に、調査の要否を判断すること」としていたが、「告発等の受付から30日以内に、調査の要否を判断すること」と「公立大学法人広島市立大学における研究の不正に関する取扱規程」を令和元年9月 30 日付け改正した。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【換金性の高い物品の管理について】 ○ これまで、10 万以下の換金性の高い物品については、全く管理出来ていなかったが、令和元年 10 月から管理物品に準じた取扱いとし、台帳への登録と資産管理ラベルの貼付を行うことと改めた。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】 ○ これまで、監査計画書及び監査マニュアルを一切作成しておらず、監査の質を一定に保つことや、計画に沿った監査を行うことによる効率化・適正化が図られていなかったが、令和元年度より両者を作成し、明確化・統一化を図った。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1) ルールの明確化・統一化 ○ 「公立大学法人広島市立大学旅費規程」と矛盾する「研究旅費の手引き」を作成し、財源が外部資金の場合のみビジネスクラスの利用を可とするルールを改めること。</p> <p>(3) 関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 ○ 受講対象者、受講者等を明確にした規程等を定め、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象にコンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度把握を適切に行うこと。</p> <p>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 ○ 対象者、提出者の状況を適切に把握の上、管理すること。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に提出を求める誓約書等について】 ○ 業者に対し、一定の取引実績(回数、金額等)や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上でガイドラインに掲げる各事項を盛り込んだ誓約書等の提出を求めること。</p>